

も、大蔵省としてこれを誠実に実施するように努力をしていくことが必要だろうと思ひます。一言そうですとお答え願ひたいと思ひます。

○保岡政府委員 先生がおっしゃったように、議長裁定は非常に重い、これは最大限尊重するという趣旨で各党間でお話し合ひができたことについては、十分これを守つてまいりたいと考えております。

○伊藤(茂)委員 具体的ないろいろな問題は、また今後の議論にさせていただきますと思ひます。いま議題となつております三つの法律につきまして、いままで同僚各議員からさまざまな質疑がございました。また御答弁も伺いました。それらを振り返りながら思ひますことをそれぞれ二、三点ずつお伺ひしたいと思います。

まず、物品税の問題であります。いままでの質疑を通じて、物品税の基準は何か、あるいは品目、税率の整合性は何か、そして今後どうなのか、さまざまな議論が、たとえば扇風機についてあるいは全自動洗たく機について、灰さらについてなどいろいろと行われたわけであります。

いままでの御説明を伺ひしても、基準は三つある。税調で長年確認をしてまいりましたように、奢侈品、ぜいたく品あるいは高価な便宜品、趣味・娯楽品ということをやつていく。品目、各税率について、個別商品、さまざまな問題について主税局長からいろいろと詳しい説明がございました。私、聞いておりますと、さつき批判したから言うわけではありませんが、この間正月にNHKの磯村さんが訳した「世界の挑戦」という本を読んでおりましたら、人間の脳みその中には百億の神経単位がある、何かそれが頭蓋骨の中に入るといふ新しい超LSIの時代になるといふようなことを読んで感心しましたが、頭蓋骨も大きいし、主税局長の頭の中には、通常百億ですが百五十億くらいの神経単位が入っているのじゃないかといふふなことを思ひながらこの説明を聞いていたわけであります。大変高級でりっぱ

な論理学であります。

ただ、今後のことを考えますと、庶民にもわかる、常識でわかる物品税論というものがないと、わからないだろうと思ひます。たとえばお嫁さんに行つた、お父さん、お母さんは余りお金持ちでないから二十万、三十万のたんすを買つてもらつた、そしてお嫁に行つて新婚生活を楽しまながら、私の二十万か三十万のたんすには物品税がかつたけれども、どこかのお金持ちの買つた八十万、百万のキリのたんすには物品税はかかつていない。幸せな気持ちになるだろうか。理解できるだろうか。

〔委員長退席、大原(一)委員長代理着席〕

それは民族のあれであるとか工芸品であるとかいふことも同うわけでありますが、いままでの審議を通じて見ましても、コーヒーにかかる、紅茶にかからない、ココアにかかる、紅茶にかからない、ダイヤモンドが一五%、電気毛布が一五%など、今度の改正もあるわけですが、私は、庶民にわかる、常識でわかる税制というものがないければ、高度な論理学だけではやはり国民の御納得の得られるような税制にならないのじゃないかといふふうに思ひます。そういう意味から言いますと、主税局長の神経単位が百五十億の頭脳と、同時に、有能な政務次官に恐縮ですが、とにかく政治家の立場で、庶民に常識でわかる、庶民の感覚でわかる物品税という方向にもう一度これから検討してみる、考え直してみよう、いろいろな新しい努力が必要ではないだろうかといふふうに思ひます。政務次官、御感想をお聞かせください。

○保岡政府委員 先生御指摘のように物品税の課税対象あるいは税率については今後でもできるだけ検討して勉強をしていかなければならない問題点もあらうと思ひますけれども、今回の税制改正においては、従来の考え方から従つてその考えを踏襲して、従前決められていた物品税の対象品目とバランス、あるいは税率上もそのバランスを考えてこれを直すといふことで対処してまいりました。

た。今回の改正にはそのような点を御理解賜りたいと思ひます。

○伊藤(茂)委員 やはり政務次官は、恐縮ですが優等生のお話なんですね。

前回の審議のときのことを読んでおりましたら、なるほど大変正直な、率直なお答えだなと感心したのですが、当時愛知大蔵大臣、高木文雄さんが主税局長、主税局長が言つておられますが、こういうものが物品税の課税対象となるんだといふことを一つの思想としてなかなか説明しにくいのは、そういう過去の経過から実はきております。愛知大蔵大臣、だれが見てもぜいたく品、奢侈品だといふものに限定すべきではないかといふことでありますが、それが本筋と思ひますが、なかなかそうはいかない現実にはあるわけでありますが、御理解いただきたい、物品税はできるだけ生活必需品でないものに対象を向けて考えていくべきであると思ひます。これは常識論的の物品税の気持ちですね。またまたいままでは税金はまけるときだったから、こういうときもあつたのかも知れませんが、今度のは上げるときだから大変厳密な話があるのかも知れませんが、そういう前回の先輩の答弁といふものを含めて、やはり普通の人の頭脳で、理屈にといひますか、なるほどと思ひます。方向の検討、これは私は後ほど申し上げますが、これだけではない税全体のことにしても重要な転換期であらう、そういう勉強を私も議員としても、大蔵省としてもやらせていくことが必要ではないだろうかと思ひます。どうでしょう。

○保岡政府委員 いま先生が説かれた先輩大蔵大臣のお答えはそのとおりだろうと思ひます。

しかし、いま先生が言われたいろいろな物品税の問題点といふものは非常に広範囲にあらうと思ひますので、ここで一概に全般的にその新しい見解を述べるといふことはいささかむずかしい問題があらう。そういう観点から、先ほどお答えしたように従前物品税の対象とされてきたもの、あるいは税率と比較、バランスにおいて今度の改正を

行かせていただいた、こういうふうに一般的には御理解を賜りたいと思ひます。

○伊藤(茂)委員 この点は今後ぜひ要望しておきたいと思ひます。

私は、この前の酒のときにもそうでしたが、いろいろと社会の進行、経済の実態と現在の税制とのずれが起きていく、いろいろな面で検討しなければならぬ、物品税でも常識で考える国民の意識といふの制度、品目、税率、びつたりするだろうか、そうではないだろうかと思ひます。そうして片面では財政再建、総理も新規大型増税はやりたくないといふことを予算委員会でも答弁をされておられますから、その範囲でさまざまな努力をしなければならぬといふことでしようが、やはりこれからの時代に対応するさまざまな勉強が常になければならないといふ意味でこれは要望をいたしておきたいと思ひます。

もう一つだけ物品税に関連をして具体的なことを主税局長に伺つておきたいのですが、昨年十一月の税調中期答申、それから昨年暮れの年度答申の物品税のところを見ますと幾つか書いてあります。その中に、既存の課税品目ととのバランスに配慮しつつ、新規に開発された物品を初め、かつて課税が廃止された物品等を積極的に課税対象に入れる努力を怠つてはならないと考える、何か今度とは違つた形でこういうトーンも生まれていくといふことがありますが、具体的にどういふことを考えておられますか。たとえば、まさかいままで廃止になったきせるか、電気マッパ、マッパか、包丁研摩機かといふようなことでもないだろうと思ひます。昔の書画骨とう、高価な奢侈品、これはあつてもいいと思ひますが、そういう部面を考へるのか。新しい物品だけではなくて、かつて課税が廃止された物品も積極的に物品税の課税対象の中に取り入れていくことについて主税局長としてはどうお考えになりますか。

○高橋(元)政府委員 いまもお話でございますように、かつて課税廃止された物品と申しまして

も、比較的零細な業者がつくっておられる日用品というものに属するものがかなり多いと思うわけでございます。これは戦時立法として殆どをいたしました物品税が課税範囲を広げていきます段階で、花、果物、たる入りの食料品とか金銭登録機とか謄写機とかタイプライターとか、一つは、比較的日常生活よく見られる零細な業者のつくられるもの、もう一つは、事務用品というところまで課税を拡大したわけでございます。

そういうプロセスから、いろいろと戦後物品税の純化ということで、先ほどもお示しのありましたように奢侈品なりぜいたく品、娯楽用品、趣味・観賞用品、社交的身回り品、便益品、そういうふうな形で逐次整理をして今日に至っておるわけでございますから、一つはそういう事務用機器と申しますか文房具、スポーツ用品というようなものを新たに課税に取り込むことが適当かどうかという問題だと思ひますし、もう一つは、かつて課税が廃止されたもの、または課税しようとしてできなかった織物や書画骨とう、キリだんす、そういうようなものを新しく課税に入れるかどうかという問題があるかと思ひます。

今回、五十五年の十一月の中期答申というものを基礎にいたしまして五十六年度の税制改正の案を検討するに当たりまして、かつて課税が廃止された物品に対する物品税の課税についても検討いたしましたわけでございますが、こういうものは、何と申しますか一品生産的な、家内工業的と言つたら語弊があるかもしれませんが、手工芸的な産品に属することが多いわけでございます。そういう意味で製造者課税に果たしてうまく乗るかどうかということが、一つ大きな問題でございます。昭和三十三年に高級織物に課税するかどうかという問題がありました際にも、これを製造者課税で把握することは執行上も転嫁上も大変問題があるから、小売課税ということを考へてはどうかというふうな指摘もあつたわけでございます。私どもは決して、かつて課税廃止された物品の中で、いま申し上げておりますような基準に照らして課税相

当であるものというふうに考えますものについて課税対象に取り入れる努力を怠つておるわけではございませんけれども、そういうふうな零細な業者、伝統技術の保存、それから執行上の困難、そういうことを乗り越えまして、こういうものにつきましてもバランスをとつて物品税の課税対象品目に取り入れる努力を続けてまいりたいというふうに考へておる次第でございます。

○伊藤(茂)委員 まだ物品税のことについても、それから印紙税、さらには有価証券取引税、これも前に同僚議員が質問があつて取り上げた誠備の問題、その後のさまざまな問題から、もつと本質的な問題、いろんな大事なことを実は議論をさせていたいただきたいわけでありますが、ごらんのおりにどうも落ちつかない。さっきの相談の経過もありましたけれども、きょうはいろんな意味での決着がついたときでありますから、しかもお互いに一致して確認してまいりましたように、正常、円滑、慎重な、また国民の負担にこたえるような整然たる議論をしていこうというには、朝から日没までの延長戦で、どうもまとまつておりませんので、委員長恐縮ですが、幾つか質問したいことも、整理したのが飛んでおりますので、また改めて整理をさせていただきます、明日さわやかな、論旨明晰なところで質問を続けさせていただきます。委員長の御了解をお願いしたいと思います。

○大原(一)委員長代理 ちょっと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○綿貫委員長 速記を始めてください。

次回は、明十八日水曜日午前九時三十分理事會、午前九時四十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。
午後七時二十二分散會

大蔵委員會議録第八号中正誤

△ 段行 誤 正
三 二 多くなる、 少なくなる、

同 第九号中正誤

△ 段行 誤 正
六 三 三から完つて帰つて、その証券会社から、その証券会社か

九 四 一 土地を置く、 土地を置く、
三 二 三 村上(喜)委員 村上(喜)委員

三 一 九 因りますと 困りますと

昭和五十六年三月二十三日印刷

昭和五十六年三月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D